

(令和3年2月5日～令和4年3月31日まで)  
キャリアアップ助成金（正社員化コース）の制度拡充に関するQ&A

Q1 「令和2年1月24日以降に新型コロナウイルス感染症の影響により離職し、就労経験のない職業に就くことを希望する者」とは、どのように判断するのでしょうか。

A 離職日及び前職については、紹介予定派遣を行う派遣元事業主から派遣先事業主に提示された対象労働者の職歴が確認できる内容が記載されている書類（履歴書、職務経歴書等）により確認してください。

また、就労経験の有無は、職業安定法第15条の規定に基づき職業安定局長が作成する職業分類表（※）の小分類の職業により判断します。直接雇用後の職業が就労経験のある職業となっている場合は支給対象外となります。

※ ハローワークインターネットサービス（厚生労働省編職業分類（平成23年改定）

[https://www.hellowork.mhlw.go.jp/info/mhlw\\_job\\_dictionary.html](https://www.hellowork.mhlw.go.jp/info/mhlw_job_dictionary.html)

Q2 自己都合による退職も「新型コロナウイルス感染症の影響による離職」に含まれますか。

A 自己都合による離職であっても、新型コロナウイルス感染症の影響によるものであれば、支給対象となり得ます。例えば、「新型コロナウイルスに感染したことなどによって同居の家族の看護または介護必要になったから」「職場で感染者が発生したから」「同居の家族が高齢であり、重症化防止のため」などの理由が挙げられます。なお、自ら事業を営んでいる者の廃業、役員等についている者の退任も「離職」に含まれます。

（例）

- ・ 有期雇用労働者の契約期間が令和2年1月24日以降に満了し、別の事業所で紹介予定派遣を通じて就労経験のない職業に正社員として直接雇用された場合
- ・ 有期雇用労働者の契約期間が令和2年1月24日以降に満了し、同一の事業所で紹介予定派遣を通じて就労経験のない職業に正社員として直接雇用された場合

令和3年2月5日

- ・ 派遣労働者の派遣期間が令和2年1月24日以降に満了し、別の派遣先で紹介予定派遣を通じて就労経験のない職業に正社員として直接雇用された場合
- ・ 派遣労働者の派遣期間が令和2年1月24日以降に満了し、同一の派遣先で紹介予定派遣を通じて就労経験のない職業に正社員として直接雇用された場合
- ・ 日雇い労働を行っていた者が令和2年1月24日以降に、紹介予定派遣を通じて就労経験のない職業に正社員として直接雇用された場合
- ・ 自ら事業を営んでいる者が令和2年1月24日以降に廃業し、紹介予定派遣を通じて就労経験のない職業に正社員として直接雇用された場合

Q3 労働者が希望する職種は過去にパートとして勤務した経験があります。この場合は「就労経験がない」と判断してよいでしょうか。

A 雇用形態がパートやアルバイトであっても、過去に就労経験があれば、本要件の対象外となります。しかし、学校在学中のパートやアルバイトは除きます。

Q4 いつからいつまでの取組に適用されるのでしょうか

A 令和3年2月5日～令和4年3月31日までに、紹介予定派遣に係る派遣労働者を正社員として直接雇用した場合に本要件が適用されます。

なお、当該紹介予定派遣期間中に派遣元事業主による OFF-JT（派遣労働者のキャリアアップに資するものであり、有給、無償で実施されるもの。8時間以上必要。）（※）を受講していただく必要があります。

※ OFF-JT とは、生産ライン又は就労の場における通常の生産活動と区別して業務の遂行の過程外で行われる（事業内又は事業外の）職業訓練をいいます。